平成２９年（フ）第３６号
埼玉県行田市城西５丁目５番12号
債務者　青柳　健吉
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９号
熊本市北区徳王２丁目23番５号
債務者　田島　祐也（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６２号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１－６－18　シラカワパレス319号室、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目４番30号
債務者　飯嶋　孝之
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８６号
名古屋市中村区岩塚町１丁目93番地の２　御田ビレッジ２Ｂ
債務者　堀田　直子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　宏二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９５号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目９番９号（住民票上の住所）
債務者　能戸　良子（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８３号
愛知県碧南市弥生町２丁目32番地　弥生ハイツ102号室
債務者　米須　一葉
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８７号
埼玉県戸田市笹目２丁目24番地の２　シャルムミクニＣ－203号室
債務者　小出　麻貴
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
三重県伊勢市二見町山田原111番地３
債務者　家田　　俊
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１６２８号
愛知県日進市三本木町下川田47番地　第２ビューハイツ兄山413
債務者　今原真奈美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１号
愛知県東海市加木屋町東平井23番地の８
債務者　宮下　直代
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
愛知県豊橋市一色町字一色上51番地（103）
債務者　岩田三重子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３５号
愛知県豊川市一宮町宮前149番地100　レオパレス宮前105号
債務者　新井　良昌
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３７号
愛知県豊橋市原町字峯畑11番地６
債務者　杉谷今朝次
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第９７８号
大阪府門真市南野口町25番21号
債務者　星野　　亮
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４０号
大阪府枚方市津田東町３丁目22番23－201号
債務者　白木　豊泰（旧姓中城）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８５号
大阪市都島区毛馬町１丁目20番32号
債務者　塙　　治子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部